



平成 23 年 4 月 26 日

各 位

会社名 三井ホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 生江 隆之
(コード：1868 東証第1部)
問合せ先 専務取締役専務執行役員 田所 一秀
(TEL. 03-3346-4411)

当社元従業員による不正行為に係る調査結果に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 18 日付で「当社元従業員による不正行為に関するお知らせ」を公表いたしましたが、今般、社内調査委員会（平成 23 年 2 月 17 日設置）による全容解明および再発防止策に関する調査結果が報告されましたので、お知らせいたします。

株主・取引先の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要

本年 2 月初旬の月次決算作業の過程において、支店における経理事務を統括する立場にあった元従業員が、会社資金を不正に引き出し、遊興費などへの私的流用を行っていた事実が判明いたしました。外部の専門家のアドバイスを受けながら社内調査委員会において調査した結果、当該不正行為は平成 15 年 12 月から平成 23 年 2 月までにわたって行われ、当社の被害金額は 190 百万円であることが判明し、確定いたしました。

2. 過年度の連結財務諸表、財務諸表（個別）および平成 23 年 3 月期の業績への影響

当該不正行為による被害金額相当額については、既に過年度決算等において費用計上されております。これらの費用計上を修正するとともに求償債権を計上しても、現時点での回収可能性を考慮いたしますと、別途、同額の損失を認識せざるを得ない状況であるため、過年度決算等に与える影響は実質的に軽微と判断し、過年度決算等の訂正は行わないことといたしました。

なお、平成 23 年 3 月期における被害金額相当額等については、当該年度の特別損失として 29 百万円を計上いたしました。

3. 再発防止策について

(1) 業務管理体制の強化

- ① 経理関係規則を改定し、会計仕訳伝票の電子承認を起票者自ら行うことが禁止行為に該当することを明文化するとともに、これを担保するため会計仕訳伝票の承認プログラムの修正を行いました。
- ② 支店事務管理部署の現金出金については、預金口座への預入れを含め、最終承認者の事前承認を取り付けるよう業務ルールの明確化を図りました。

③営業本部内の各支店の会計仕訳伝票・証憑について、営業本部事務管理責任者による不定期のモニタリングを実施し、本社経理部に報告を行うルールを設定しました。

(2) コンプライアンスの再徹底

①部門長・部署長・関係会社総務責任者等に対して、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスに対する組織責任者として意識付けを強化します。

②全社員を対象にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンス意識の浸透状況を把握するとともに、内部通報制度の実効を上げるため、さらなる周知徹底を図ります。

(3) 内部監査の強化

事務管理部署および子会社において、伝票処理に関する運用ルールおよび会計仕訳伝票・証憑の確認を定期監査の一環として実施することにより、内部牽制機能を強化します。

4. 経営管理責任について

元従業員の不正を長年にわたり発見できなかった経営管理責任に鑑み、役員の処分を以下のとおりいたします。

代表取締役社長	役員報酬	30%減額	(2ヶ月)
専務取締役(2名)	役員報酬	20%減額	(1ヶ月)
常務取締役(1名)	役員報酬	15%減額	(1ヶ月)
常務執行役員(1名)	役員報酬	15%減額	(1ヶ月)

以上